

**浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部改正案
(新旧対照表)**

改正前	改正後
(法第 3 4 条第 1 1 号の条例で指定する土地の区域) 第 3 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 4 4 年法律第 5 8 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域及び災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域については、前項の区域に指定することができない。 3 ～ 1 0 (略) (法第 3 4 条第 1 1 号の条例で定める予定建築物等の用途) 第 4 条 法第 3 4 条第 1 1 号の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途(以下「予定建築物等の用途」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める用途とする。 (1) 前条第 1 項第 1 号の規定により指定された土地の区域 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「基準法」という。)別表第 2 (い) 項第 1 号及び第 3 号に掲げる建築物並びに延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)第 1 3 0 条の 3 各号のいずれかに掲げる用途を兼ねる建築物の用途以外の用途であって、<u>規則で定める基準に適合しないもの</u> (2) (略) 2 ・ 3 (略) (法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為) 第 5 条 法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為は、次の表の左欄に掲げる土地の区域(災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域を除く。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は予定建築物等の用途に該	(法第 3 4 条第 1 1 号の条例で指定する土地の区域) 第 3 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 4 4 年法律第 5 8 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域(<u>以下「農用地区域」という。</u>)及び災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域については、前項の区域に指定することができない。 3 ～ 1 0 (略) (法第 3 4 条第 1 1 号の条例で定める予定建築物等の用途) 第 4 条 法第 3 4 条第 1 1 号の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途(以下「予定建築物等の用途」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める用途とする。 (1) 前条第 1 項第 1 号の規定により指定された土地の区域 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「基準法」という。)別表第 2 (い) 項第 1 号に掲げる建築物<u>及び延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)第 1 3 0 条の 3 各号のいずれかに掲げる用途を兼ねる建築物の用途(規則で定める基準に適合するものに限る。)</u>以外の用途 (2) (略) 2 ・ 3 (略) (法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為) 第 5 条 法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為は、次の表の左欄に掲げる土地の区域(<u>農用地区域及び</u>災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域を除く。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は予定建築物

当するものとする。

土地の区域	目的又は予定建築物等の用途
(略)	
上記の区域以外の区域	別表第1第1号から第14号までに掲げるもの

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築等)

第6条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、次の表の左欄に掲げる土地の区域(災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域を除く。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は用途に該当するものとする。

土地の区域	目的又は用途
(略)	
上記の区域以外の区域	別表第2第1号から第21号までに掲げるもの

別表第1 (第5条関係)

(1)・(2) (略)
(3) (略)
(4) 自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)等が設置する地区公会堂、地区集会場等の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの
(5) 農業協同組合、漁業協同組合等が設置する組合事務所等の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの
(6)～(9) (略)
(10) 市長が指定するインターチェンジの周辺又は道路の沿道において、大規模な流通業務施設として市長が認める倉庫等の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの
(11)～(14) (略)

別表第2 (第6条関係)

(1)～(9) (略)

等の用途に該当するものとする。

土地の区域	目的又は予定建築物等の用途
(略)	
上記の区域以外の区域	別表第1第1号から第13号までに掲げるもの

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築等)

第6条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、次の表の左欄に掲げる土地の区域(農用地区域及び災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域を除く。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は用途に該当するものとする。

土地の区域	目的又は用途
(略)	
上記の区域以外の区域	別表第2第1号から第18号までに掲げるもの

別表第1 (第5条関係)

(1)・(2) (略)
(3) 同一の用途の建築物が現存する隣接する複数の線引き前宅地を併せて一体的に利用し、現存する建築物の用途と同一の用途の建築物の建替え又は増築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの
(4) 線引き前宅地において、基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物の建築を目的として行うものであって、規則で定める基準に適合するもの
(5) (略)
(6)～(9) (略)
(10)～(13) (略)

別表第2 (第6条関係)

(1)～(9) (略)

(10) <u>自治会等が設置する地区公会堂、地区集 会場等の建築を目的として行うものであっ て、規則で定める基準に適合するもの</u>	
(11) <u>農業協同組合、漁業協同組合等が設置す る組合事務所等の建築を目的として行うも のであって、規則で定める基準に適合するも の</u>	
(12) 一体的な生活圏を構成する区域として 市長が指定する区域（以下「指定区域」とい う。）において、昭和47年1月11日以降 <u>20年</u> 以上生活の本拠を有し、かつ、現に1年以上居 住する者（市街化調整区域に居住する者に限 る。）又はその子が、当該指定区域内の大規 模な既存集落として市長が指定する集落に おいて自己の居住の用に供する戸建て専用 住宅の建築を目的として行うものであって、 規則で定める基準に適合するもの	(10) 一体的な生活圏を構成する区域として 市長が指定する区域（以下「指定区域」とい う。）において、昭和47年1月11日以降 <u>15年</u> 以上生活の本拠を有し、かつ、現に1年以上居 住する者（市街化調整区域に居住する者に限 る。）又はその子が、当該指定区域内の大規 模な既存集落として市長が指定する集落に おいて自己の居住の用に供する戸建て専用 住宅の建築を目的として行うものであって、 規則で定める基準に適合するもの
(13)～(16) (略)	(11)～(14) (略)
(17) <u>市長が指定するインターチェンジの周 辺又は道路の沿道において、大規模な流通業 務施設として市長が認める倉庫等の建築を 目的として行うものであって、規則で定める 基準に適合するもの</u>	
(18)～(21) (略)	(15)～(18) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。